

答申保第 43 号
平成26年 9月22日
(諮問保第54号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成24年9月26日付けで、「平成〇年〇月、平成〇年〇月、平成〇年〇月の私の退院処遇改善請求における主治医の意見書及び保護者の意見書並びに当局の措置決定の意見書」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成24年10月24日付け精保第41号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成24年12月5日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 退院処遇改善の請求に係る「主治医の意見」3件とも黒塗りしてあり、自己の症状が判明しない。

イ 退院処遇改善の請求に係る「保護者の意見」これらも納得できない。

ウ 主治医の意見書、保護者の意見書の重要な部分が黒塗状態であるが、解除されれば自分で症状を自覚し改善できるものと認められる。どうか開示をお願いする。

エ 日本国憲法は基本的人権の保障が認められており、また、知る権利も保障され、今回は私一人だけであり公共の福祉によっても妨げられない。更に本人の生命自体及び第三者の権利利益を害する恐れはない。

なお、当審査会は異議申立人に対し、実施機関から提出された処分理由説明書を送付し意見の提出を求めたが、提出はなかった。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に異議申立人が行った退院及び処遇改善請求に係る主治医の意見書（以下「主治医の意見書」という。）、保護者の意見書（以下「保護者の意見書」という。）及び精神医療審査会から知事への審査結果の通知書

(2) 一部開示決定の理由

対象保有個人情報に次のとおり、条例第13条の不開示情報が含まれているため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示とした。

ア 「主治医の意見書」の「病状についての意見」及び「退院についての意見」について

入院者本人の意思に関係なく、保護者の同意と指定医の診断結果によって入院となる医療保護入院の性質上、本人が病識を有していない場合もあることから、情報を開示した場合、不信感を募らせ、医療行為への無用な誤解や反発が生じ、治療に支障が出るなどの症状の悪化につながる可能性があるため、条例第13条第1号の請求者本人の健康を害するおそれがある情報に該当する。

また、精神医療審査会において入院の必要性を審査するために必要な情報であり、開示することにより、主治医からの率直な意見が得られにくくなり、退院請求審査に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

イ 「主治医の意見書」の「主治医の印影」について

条例第13条第2号の開示請求者以外の個人が識別される情報であり、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、開示することにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

ウ 「保護者の意見書」の「病状についての意見」及び「退院についての意見」について

条例第13条第2号の開示請求者以外の個人が識別される情報であり、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、精神医療審査会において入院の必要性を審査するために必要な情報であり、開示することにより、保護者からの率直な意見が得られにくくなり、退院請求審査に係る事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第7号

ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年1月10日	諮問を受けた。
3月14日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成26年6月25日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
9月3日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分において、実施機関は上記3のとおり対象保有個人情報及び一部開示決定の理由を説明している。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第1号、第2号、第5号及び第7号ウの不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第2号(第三者に関する情報)該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 「主治医の意見書」の「主治医の印影」の条例第13条第2号該当性

「主治医の印影」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当し、同号ただし書ア、イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、「主治医の印影」を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、「主治医の印影」は、条例第13条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第5号該当性については判断するまでもない。

ウ 条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）ウ該当性について

(ア) 条例第13条第7号ウ

条例第13条第7号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに，同号本文の「次に掲げるおそれ」として，同号ウでは「評価，診断，選考，指導等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

なお，本件対象保有個人情報に係る意見書は，「退院及び処遇改善の請求」の審査の際，精神医療審査会が，関係者に記載を求めている文書であることから，同号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

(イ) 「主治医の意見書」及び「保護者の意見書」の「病状についての意見」及び「退院についての意見」の条例第13条第7号ウ該当性

異議申立人は，〇〇病院に，平成〇年〇月から〇月まで医療保護入院をし，一旦，退院したが，平成〇年〇月から平成〇年〇月まで再び医療保護入院をしている。

医療保護入院とは，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第1項に基づく入院形態であり，精神保健指定医による診察の結果，精神障害者であり，かつ，医療及び保護のため入院の必要がある者であつて，当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について，保護者の同意があるときに，精神科病院の管理者が，本人の同意なくその者を入院させるものである。

本人の同意なくその者を入院させる医療保護入院の性質上，通常，公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予測され，異議申立人の今後の治療に対しての反発や拒否，関係機関に対しての業務妨害，関係者に対しての追及，攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

医療保護入院の性質を踏まえて検討したところ，「主治医の意見書」及び「保護者の意見書」の「病状についての意見」及び「退院についての意見」は，開示する

ことにより、今後、主治医や保護者からの率直な意見が得られにくくなることが予想され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、「主治医の意見書」及び「保護者の意見書」の「病状についての意見」及び「退院についての意見」は、条例第13条第7号ウの不開示情報に該当すると認められるので、同条第1号及び第2号該当性については判断するまでもない。

エ その他の主張について

異議申立人は、種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。